

釜石市暮らしお試し移住パック交通費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市内への移住を促進するため、釜石市暮らしお試し移住パック制度実施要綱(令和5年釜石市告示第57号の3)に規定する、釜石市暮らしお試し移住パック制度(以下「かまくらお試し移住パック」という。)の利用に要した交通費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、公共交通機関とは、新幹線、飛行機、鉄道、バス及びタクシーをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、かまくらお試し移住パックの利用者で、居住地から当市まで公共交通機関を利用し、又は自家用車若しくはレンタカーで高速道路を利用し移動したものとす。

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 交通手段、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金額の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、3万円を限度とする。

交通手段	交付対象経費	補助金額
公共交通機関を利用する場合	居住地から、かまくらお試し移住パックで市が指定する住居までの往復(以下「往復旅程」という。)に要する経費(かまくらお試し移住パックに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。)	公共交通機関の利用に要する経費の2分の1に相当する額
自家用車を利用する場合		往復旅程について、1キロメートルにつき18円として積算した額及び高速道路料金の2分の1に相当する額
レンタカーを利用する場合		レンタカー賃借料、高速道路料金及び燃料費の合計額の2分の1に相当する額

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、かまくらお試し移住パック利用の終了日から1か月以内又は毎年度3月1日のいずれか早い日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 釜石市暮らしお試し移住パック交通費補助金内訳書(別記様式)
- (2) 交付対象経費の支払先、支払金額が確認できる書類の写し
- (3) 自家用車を利用する場合は、往復旅程の移動距離がわかる資料等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(完了期限等)

第6条 補助金交付請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

2 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象経費の支払先、支払金額が確認できる書類
- (2) 振込先が確認できる金融機関が発行している通帳等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式(第5条関係)

受付番号

釜石市暮らしお試し移住パック交通費補助金内訳書

年 月 日

釜石市長 宛て

申請者	氏名	生年月日	性別
			昭和・平成 年 月 日生

(内訳)

交付対象経費	公共交通機関の利用に要する経費	円
	[自家用車]燃料費(18円×距離数(km))	円
	高速道路料金	円
	レンタカー賃借料	円
	[レンタカー]燃料費(実費)	円

(処理欄)

交付決定額	円	補助 金 内 訳	公共交通機関の経費	円
			燃料費(自家用車)	円
受領済額	円		高速道路料金	円
			レンタカー賃借料	円
今回請求額	円		燃料費(レンタカー)	円